

『詳細登記六法〔平成二九年版〕』

正誤表（平成二八年一月三日）

登記六法本体において、条文等の記載に関する誤りがございました。

ご使用に際し、不便をおかけいたしますことをお詫びし、謹んで訂正いたします。

以下のアミカケ部分が訂正箇所となります。

撤回したものとみなす。
② 前項の規定は、遺言が遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合について準用する。

遺言書又は遺贈の目的物の破棄

第一〇二四条 遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

❖「取消された遺言の復活」法一〇二五「遺言書中の加除変更」法六八②・九〇②・九八二

1 ※遺言者が遺言に故意に斜線を引く行為は、本条いう破棄にあたる。
[最判平成二七・一一・二〇民集六九・七・二〇三]

撤回された遺言の効力

第一〇二五条 前三条の規定により撤回された遺言は、その撤回の行為が、撤回され、取り消され、又は効力を生じなくなるに至ったときであっても、その効力を回復しない。ただし、その行為が詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。

❖「取消の効果」法一一、「詐欺・強迫を理由とする取消」法九六

1 ※原遺言を遺言的方式に従って撤回した遺言者が、更に右撤回遺言を遺言的方式に従って撤回した場合において、遺言書の記に照らし、遺言者の意思が原遺言の復活を希望するものであることが明らかなきは、民法一〇二五条ただし書の復活にかんがみ、遺言者の真意を尊重して、原遺言の効力を認めるとが相当と解される。
[最判平成九・一一・三民集五・一・〇四四]

遺言の撤回権の放棄の禁止

第一〇二六条 遺言者は、その遺言を撤回する権利を放棄することができない。
❖「遺言の取消」法一〇三三

（負担付遺贈に係る遺言の取消）

第一〇二七条 負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相与の期間を定めてその履行の催告をすることができ、この場合において、その期間内に履行がないときは、その負担付遺贈に係る遺言の取消を家庭裁判所に請求することができる。
❖「負担付遺贈」法一〇二二・一〇二三、「遺言取消の審判」家事別表第一⁽¹⁰⁸⁾一〇九九・一一〇二

第八章 遺留分

（遺留分の帰属及びその割合）

第一〇二八条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に依りてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける。

- 一 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の三分の一
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人の財産の二分の一
- ❖「兄弟姉妹以外の相続人」法八七・八八九①・八九〇
- 七、「共同相続人の遺留分」法一〇四四・九〇〇、「代襲相続人の遺留分」法一〇四四・九〇一、「遺留分の放棄」法一〇四三
- ③、「遺贈と遺留分」法九六四、「遺贈・贈与の滅殺」法一〇三三・一〇三八

（遺留分の算定）

第一〇二九条 遺留分は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除してこれを算定する。
② 条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。

❖「相続開始の時」法八二、「贈与の算入」法一〇三〇

①・〇三九、「贈与」法五四九

1 ※「鑑定人の地位は、『特定の不動産』(109)二二六①」
②「鑑定人の地位は、『特定の不動産』(109)二二六①」
③「鑑定人の地位は、『特定の不動産』(109)二二六①」
④「鑑定人の地位は、『特定の不動産』(109)二二六①」
⑤「鑑定人の地位は、『特定の不動産』(109)二二六①」
⑥「鑑定人の地位は、『特定の不動産』(109)二二六①」
⑦「鑑定人の地位は、『特定の不動産』(109)二二六①」
⑧「鑑定人の地位は、『特定の不動産』(109)二二六①」
⑨「鑑定人の地位は、『特定の不動産』(109)二二六①」
⑩「鑑定人の地位は、『特定の不動産』(109)二二六①」

2 ※被相続人が相続人に対し、その生計の資本として贈与した財産の価額を、いわゆる特別受益として遺留分算定の基礎となる財産に加える場合に、その贈与した財産が金銭であるときは、遺留分の算定に当たって共同相続人互いの衡平を維持することを目的とする特別受益持戻の制約が加わらずれば、その贈与の時の金額を相続開始の時の貨幣価値に換算した価額をもって評価すべきであると解するのが相与である。
[大決大正六・七・一八民集三・一一六]

3 ※被相続人が相続開始の時に債務を有していた場合、その遺留分の額は、被相続人が相続開始の時に有していた財産全体の価額にその贈与した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して遺留分算定の基礎となる財産額を確定し、それに法定の遺留分の割合を乗じ、複数の遺留分権利者がいる場合は更にそれぞれ法定相続分の割合を乗じ、遺留分権利者がいわゆる特別受益財産を得ているときはその価額を控除して算定する。遺留分の侵害額は、このようにして算定した遺留分の額から、遺留分権利者相互によって得た財産がある場合はその額を控除し、同一人が負担すべき相対債務がある場合はその額を加算して算定す

（審査請求に対する相対的処分）の通知

第一八六条 登記官は、法第五十七條第一項の規定により相当の処分をしたときは、審査請求人に對し、当該処分の内容を通知しなければならない。

（裁判所への通知）

第一八七条 登記官は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第七十條第十八号の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知つたときは、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。

（各種の通知の方法）

第一八八条 法第六十七條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項及び第三項並びに第五百七十七條第三項並びにこの省令第四十條第二項及び第百八十三條から前条までの通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。

第二款 登録免許税

（登録免許税を納付する場合における申請情報等）

第一八九条 登記の申請においては、登録免許税額を申請情報の内容としなければならない。この場合において、登録免許税法別表第一第一号(一)から(三)まで、(五)から(七)まで、(中)及び(イ)から(ホ)までに掲げる登記については、課税標準の金額も申請情報の内容としなければならない。

② 登録免許税法又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）その他の法令の規定により登録免許税を免除されている場合には、前項の規定により申請情報の内容とする事項（以下「登録免許税額等」という。）に代えて、免除の根拠となる法令の条項を申請情報の内容としなければならない。

③ 登録免許税法又は租税特別措置法その他の法令の規

定により登録免許税が軽減されている場合には、登録免許税額等のほか、軽減の根拠となる法令の条項を申請情報の内容としなければならない。

④ 登録免許税法第三條第一項の規定により一の抵当権等の設定登記（同項に規定する抵当権等の設定登記をいう。）とみなされる登記の申請を二以上の申請情報によつてする場合においては、登録免許税額等は、そのうちの一の申請情報の内容とすれば足りる。ただし、同法第十三條第一項後段の規定により最も低い税率をもつて当該設定登記の登録免許税の税率とする場合においては、登録免許税額等をその最も低い税率によるべき不動産等に関する権利（同法第一一條に規定する不動産等）に関する権利をいう。）についての登記の申請情報の内容としなければならない。

⑤ 前項の場合において、その申請が電子申請であるときは登録免許税額等を一の申請の申請情報の内容とした旨を他の申請情報の内容とし、その申請が書面申請であるときは登録免許税額等を記載した申請書（申請情報の全部を記録した磁気ディスクにあつては、登記所の定める書類）に登録免許税の領収証書又は登録免許税額相当の印紙をり付けて他の申請書にはその旨を記録しなければならない。

⑥ 登記官の認定した課税標準の金額が申請情報の内容とされた課税標準の金額を超える場合において、申請人がその差額を納付するときは、差額として納付する旨も申請情報の内容として追加しなければならない。

⑦ 国税通則法（昭和二十七年法律第六十六号）第七十五條第一項の規定による審査請求に対する裁決により確定した課税標準の金額による登録免許税を納付して登記の申請をする場合には、申請人は、当該課税標準の金額が確定している旨を申請情報の内容とし、かつ当該金額が確定している旨を証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

＋同一の申請情報で数個の不動産について不動産の価格を課

税標準とする登記を申請する場合には、各個の不動産の価額について端数計算してはならず、その合計額について端数計算する。
（昭和四一・七・二六民第七九四号依命通知）

（課税標準の認定）

第一九〇条 登記官は、申請情報の内容とされた課税標準の金額を相当でないと認めるときは、申請人に對し、登記官が認定した課税標準の金額を適宜の方法により告知しなければならない。

② 登記官は、前項の場合において、申請が書面申請であるときは、申請書（申請情報の全部を記録した磁気ディスクにあつては、適宜の用紙）に登録官が認定した課税標準の金額を記載しなければならない。

第三款 雜則

（審査請求を受けた法務局又は地方法務局長の命令による登記）

第一九一条 登記官は、法第五十七條第三項又は第四項の規定による命令に基づき登記をするときは、当該命令をした者の職名、命令の年月日、命令によつて登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

（登記の嘱託）

第一九二条 この省令に規定する登記の申請に関する法の規定には当該規定を法第十六條第二項において準用する場合を含むものとし、この省令中「申請」、「申請人」及び「申請情報」にはそれぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。

第四章 登記事項の証明等